

東京海区漁業調整委員会
会長 有 元 貴 文 殿

東京都八丈島八丈町大賀郷2551番地2
八丈町長 山 下 奉 也

浮魚礁設置事業実施計画承認申請書

令和4年度において、当地区地先海面で下記のとおり、浮魚礁設置事業を実施したいので、浮魚礁設置事業実施計画承認取扱要領第3の規定に基づき、申請いたします。

記

1 申請の理由

八丈町は八丈島地先海域に浮魚礁を設置し、春のカツオ漁期には浮魚礁の周囲で魚群のい集・滞留があり、効率的に曳縄漁業が行われている。

これまでは、単年で、既存浮魚礁の撤去、新規の浮魚礁製作、設置を実施してきたが、事業の確実性を高めるため、平成26年度に更新した1基の耐用年数が5年を経過することから、令和3年度に浮魚礁の製作（資材の購入）を行い、令和4年度に1基の設置を実施したい。

設置している浮魚礁周辺海域は、曳縄漁が最も行なわれる好漁場となっており、燃油高騰、漁獲減少の最中、今後も安定した漁場を確保することで漁獲量の増大を図りたく、実施計画の承認申請をいたします。

2 事業の種目

島しょ漁業振興施設整備事業

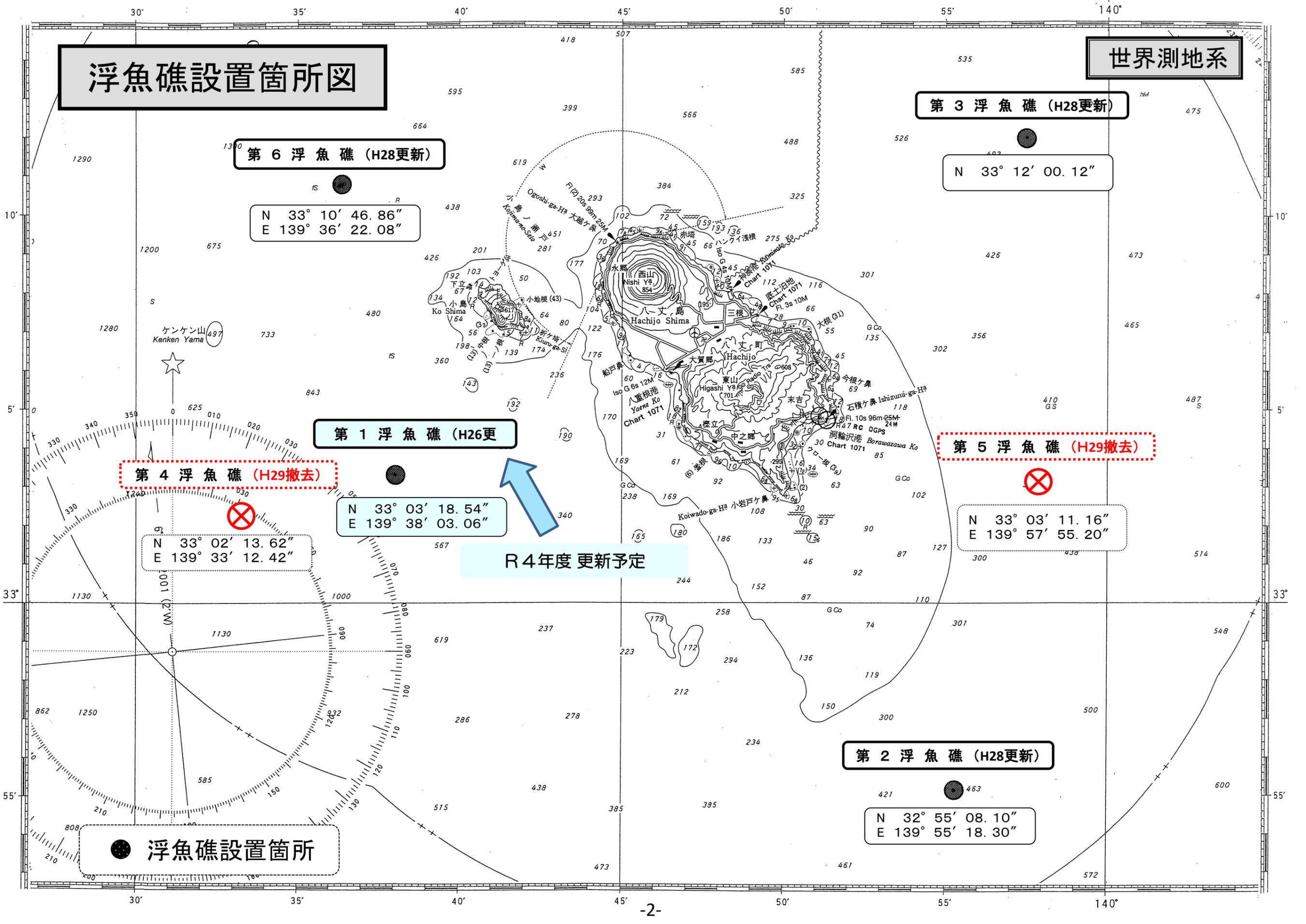
3 事業実施計画

別紙実施計画書のとおり

4 添付書類

なし

浮魚礁設置箇所図



第 6 浮 魚 礁 (H28更新)

N 33° 10' 46.86"
E 139° 36' 22.08"

第 3 浮 魚 礁 (H28更新)

N 33° 12' 00.12"

第 1 浮 魚 礁 (H26更)

N 33° 03' 18.54"
E 139° 38' 03.06"

第 4 浮 魚 礁 (H29撤去)

N 33° 02' 13.62"
E 139° 33' 12.42"

第 5 浮 魚 礁 (H29撤去)

N 33° 03' 11.16"
E 139° 57' 55.20"

R 4年度 更新予定

第 2 浮 魚 礁 (H28更新)

N 32° 55' 08.10"
E 139° 55' 18.30"

● 浮魚礁設置箇所

4 産 労 農 水 第 4 9 2 号

令 和 4 年 6 月 3 日

東京海区漁業調整委員会
会長 有 元 貴 文 殿

東京都産業労働局農林水産部長
山 田 則 人
(公 印 省 略)

令和4年度において八丈島周辺海域に設置する
浮魚礁事業計画承認申請について(回答)

令和4年6月2日付4東京漁調第26号により照会のあったことについて、「東京都海面における浮魚礁設置に関する基準」に基づいて審査した結果、下記の通り回答します。

記

当該事業実施計画は、平成26年に設置した浮魚礁1基の耐用年数経過に伴い更新する内容であり、特段の問題はないものとする。

東京都海面における浮魚礁設置に関する基準

東京都産業労働局農林水産部水産課

(目的)

第1 本基準は、東京都海面における浮魚礁設置に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2 本基準において、浮魚礁及び浮魚礁漁場とは次のとおりとする。

- (1) 浮魚礁とは、魚のい集を目的としてアンカーにより固定した礁体を表層又は中層に設置する魚礁施設をいう。
- (2) 浮魚礁漁場とは、アンカーを中心として、潮流等により移動する礁体の距離に水産基盤整備事業の指針等に基づく魚礁の効果範囲を加えた距離を半径とする円の範囲内をいう。

(事業実施主体)

第3 事業実施主体とは、東京都及び東京都管内の町村又は漁協等であって、自己資金又は都補助金を受け浮魚礁設置事業を実施する者とする。

(委員会の承認)

第4 浮魚礁を設置しようとする者は、当該事業実施計画について海区漁業調整委員会の承認を受けなければならない。

(設置場所の選定)

第5 事業実施主体は、浮魚礁設置位置の選定にあたっては、次に掲げる事項について調整しなければならない。

- (1) 地元漁船をはじめ、他県漁船の選定予定海域における操業実態を十分把握するとともに、関係者の意見を聞いた上で選定するものとする。
- (2) 一般船舶の航路に障害を与えないよう、海上保安部の指導を受けた上で選定するものとする。

(設置後の漁場利用ルールの確立)

第6 事業実施主体が、浮魚礁漁場の利用ルールを定める場合は、次の事項に配慮しなければならない。

- (1) 地元漁業者をはじめとし、浮魚礁漁場で操業する他県漁業者を含めた関係者の意見を聞いた上で定めるものとする。
- (2) 漁業調整制度に基づく適正な考え方に従って定めるものとする。
- (3) 既に利用ルールが定められている魚礁であっても、上記の内容に従い見直しを行うものとする。

(浮魚礁施設の管理)

第7 事業実施主体は、浮魚礁の管理について、衝突や流失等による事故防止及び事故発生時に備え、次の対策を講じなければならない。

- (1) 浮魚礁の状態を常に把握し、流失又は事故のあった場合には、速やかに関係機関に連絡するとともに、礁体の回収に努めること。
- (2) 表層式の浮魚礁にあつては、標識、夜間標識灯並びにレーダー反射番等を装備すること。
- (3) 中層式の浮魚礁にあつては、流失警報装置等を装備すること。
- (4) 流失等による事故により他に損害を与えた場合を考え、十分な備えを講じておくこと。

(事業の採択)

第8 水産課は、自ら浮魚礁事業を実施する場合、又は補助事業として採択する場合、及び事業実施主体が独自の予算で設置する場合を問わず、本基準の内容に従い実施又は指導するものとする。

(調整の方法)

第9 事業実施主体は、本基準に定める事項について、必要に応じ水産課の指導を受けるものとする。

(その他)

第10 事業実施主体は、本基準に規定のない事項が生じた場合には、その都度水産課と協議し、指導を受けるものとする。

以上の基準に従い、円滑な浮魚礁設置事業を行うものとする。

平成16年7月13日